

ゆうゆうだより

発行日

平成一八年

五月 九日

第四十五号

新人紹介



今年の春入職した柄崎 早紀です。私は、南砺市の旧福光町に住んでいます。

私は、以前からこの仕事に就きたいと強く思っており、この施設で働くことができて大変嬉しく思います。そして、明るく元気に周りの方々に元気を分けてあげられるよう頑張っていきたいと思っています。また、相手の立場になって考えるところを常に忘れないようにしていきたいです。

これから一生懸命頑張っていきたいと思しますので宜しく御願い致します。



《涅槃会に和む》

二月二十二日、施設で涅槃会のお勤めがありました。南砺市内のお寺の住職さんの法話を拝聴しました。お釈迦様が「天上天下唯我独尊」とおっしゃったのは、一人ひとりがかけがえのない命であると教えて頂き感謝無量でした。また、他の皆さんも真剣に聞いておられました。法話が終わってから、お涅槃だんごを軟らかくして一人ひとりに配られ、感謝して頂きました。後日、職員さんより、おだんごを入れた毛糸のお守り袋を一人一人に掛けて頂き、皆さんはとても喜んでおられました。私も車椅子に着けて頂き感激しました。

御利用者 Y様



《ひな祭り》

ひな祭りでは、琴が演奏され、利用者の方は真剣な顔できいておられました。懐かしい曲が流れると、音にあわせて一緒に歌っておられました。

また、演奏をしていただいた大田氏より3月の誕生者の方に色紙を渡していただき、色紙を買った誕生者の方は大変喜ばれ、そして、演奏を聴いておられた利用者の方も楽しんでいただけ様でした。

介護職員 窪島 静佳



《ボランティアの

皆様の声》



《喫茶ボランティア》

毎回色々なメニューでジュースを作り、利用者の皆様に手渡ししながら内容を話してあげると、

「あら、ありがとうー」、飲み終われば、「とても美味しかったわぁ」と、満足した笑顔に私たちはいつも励まされ、次もおいしいジュースを作ってあげようーと思います。このふれあいがお互いの心をとっても豊かにしてくれます。

喫茶ボランティア 山田 茂子様



《花祭り》

四月十二日の花祭り会で、立川証師と皆様がおそろかに読経されました。

「仏になり、迷いのない幸せな日を過ごしましょう」との

法話をありがたく聞き、善男善女がお釈迦様に甘茶をかけて合掌し、感謝を捧げられました。

介護職員 中田 友道



《「髪や」第六回書道・俳句コンテスト》

表彰・俳句部門

特選 T様

暮るるまで

初立山は 輝やけり

髪や賞 Y様

だれにでも

えがおふりまく

うめのはな

*俳句部門七一施設、出品者総数三五九名より厳選なる審査により選ばれた作品です。

《平成18年4月介護保険法改正について》

いつも当施設をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年10月の食費・居住費の介護報酬の改定からまだ半年しか経たないうちに、今年4月の介護報酬の改定を受け、この一連の報酬改定の流れは見る人にとって、大変複雑怪奇なものと思えないう意見もお聞きしている中で、出来る限り分かりやすく今回の大きな流れを説明させて頂ければと思います。

今からちょうど6年前（平成12年4月1日）より始まった介護保険制度は基本理念に「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」を掲げておりますが、準備期間相当費やしたにも関わらず、見切り発車的な感じもあり、3年に1度改定を

するということによって各介護サービス事業の運営の道筋を決めています。介護保険制度改正の「方針」が決まれば、その方針に一致するような運営をしている場合には報酬が伸びるように「加算」という形で仕組みが作られます。逆に方針にそぐわない運営が介護現場にみられれば、「減算」という仕組みを作る、報酬そのものを下げる、報酬が算定できないようにするなどの厳しい対応がなされます。この仕組みは改定までの3年間の前半にデータを収集しておいて、後半でそのデータをもとに4月改定のぎりぎりまで多くの議論がなされます。中には、議論もなされないまま「介護療養型病床の2年後廃止」と出てくるケースもあるようですが・・・

この一連の改定の中で、介護老人保健施設はこの4月からどのような方針のもとに改定がなされたのでしょうか？

介護保険制度改革の経緯と今後のスケジュール

平成12年	4月	介護保険法施行
平成15年	4月	第2期事業計画期間開始（～平成17年度） －第1号保険料の見直し、介護報酬改定
平成16年	5月 7月	社会保障審議会に介護保険部会設置 介護保険部会意見取りまとめ
平成17年	12月 2月 4月 6月 10月	介護保険法等の一部を改正する法律案国会提出 地域介護・福祉空間整備等交付金の創設 介護保険法等の一部を改正する法律成立 施設給付の見直し、介護報酬改定（10月施行分）
平成18年	4月	改正法の全面施行 ・新予防給付、地域包括支援センターの創設 ・地域密着型サービスの創設 ・介護サービス情報の公表制度の創設 第3期事業計画期間開始（～平成20年度） －第1号保険料の見直し、介護報酬改定（4月施行分）
平成21年	4月	第4期事業計画期間開始（～平成23年度） －第1号保険料の見直し、介護報酬改定 被保険者・受給者の範囲 …平成21年度を目途に所要の措置 新予防給付、地域支援事業 …施行後3年を目途に実施状況等踏まえ検討

具体的な改定の
中身としては、
リハビリが効率的
効果的に提供でき
る体制の構築、
在宅復帰、在宅生
活支援機能の充実
に向けた報酬の評
価、介護予防事
業など新しいサー
ビスへの積極的な
関われる仕組み等
が挙げられるかと
思います。簡潔に
言えば、「在宅」へ
の流れをもっと強
くすること、
に尽きるのではな
いでしょうか。

現在、（社）全国老人保健施設協会の副会長をされている、川合秀治氏は「介護老人保健施設は昭和63年に老健施設制度が創設されて以来、高齢者医療・福祉の諸問題に対してさまざまな取り組みをしてきており、主体となつて各種サービスを実験的に提供してきたため、今日の介護保険制度が導入でき、また存続できたのではないか」と言います。今回の報酬改定は限られた財源の中で行なわれ、そういった意味でも在宅復帰の役割を担う介護老人保健施設

設の力量が大きく試されているのではないかと思えてなりません。どうか今回の改定の全体をこのような見方で見通して頂ければ幸いです。

事務次長 大家 芳夫



《バスハイク・花見》
 俱利伽羅のお花見は、当日
 天気にも恵まれ、外へ出て桜
 を見ながらのお茶会も楽し
 みました。
 風で桜の花びらが花吹雪
 のように舞い、とてもきれい
 でした。利用者の皆様のすが
 すがしい表情が見られて良
 かったと思います。
 介護職員 藤井映里子



《行事予定》
 ・五月 二十四日 運動会
 ・五月 二十一日 ゴミゼロ運動
 ・六月 十四日 浅井企画演奏会
 ・七月 五日 お盆法要
 ・七月 二十三日 夏祭り

《編集後記》
 春を迎えたもののなかなか
 暖かくならず桜の花など
 例年より遅く開花となりま
 した。
 今は咲き誇り、息吹みなぎ
 る今日この頃、皆様の御協力
 の下で広報委員も心機一転
 頑張りますので宜しく御願
 いいたします。
 介護職員 沢田 ふみ子